

令和 7 年度
第 1 回我孫子市国民健康保険運営協議会
会 議 録

開催日時 令和 7 年 1 0 月 9 日

開催場所 議会棟 第一委員会室

- 1 招 集 日 時 令和7年10月9日（木）午後2時00分開会
- 2 招 集 場 所 議会棟 第一委員会室
- 3 出 席 委 員 玉村容子委員 勝柴亮一委員 牧則子委員
石塚昌世委員 高畑邦則委員 安本正道委員
佐藤昭宏委員 吉野壽美委員 青柳誠委員
- 4 欠 席 委 員 石川浩之委員
- 5 出席事務局職員 星野市長 飯田健康福祉部長 野口国保年金課長
成嶋課長補佐 廣瀬課長補佐
山本主査 楠瀬主任 山梨主任 澤井主任
- 6 公開／非公開の別 公開
- 7 傍聴人 1名
- 8 会議に関する事項
 - 一 開 会
 1. 資料確認
 - 二 運営協議会委員の委嘱
 - 三 市長挨拶
 - 四 自己紹介
 - 五 運営協議会の役割等の説明
 - 六 会長・副会長の選任
 - 七 我孫子市健康福祉総合計画推進協議会委員の選任
 - 八 議事
 1. 令和6年度国民健康保険事業特別会計決算について
 2. 我孫子市国民健康保険はり、きゅう、あん摩等施設利用券の廃止について
 3. 子ども・子育て支援金制度の創設について
 4. その他
- 九 閉 会

目 次

一	開 会	
1.	資料確認	3
二	運営協議会委員の委嘱	4
三	市長挨拶	5
四	自己紹介	6
五	運営協議会の役割等の説明	8
六	会長・副会長の選任	9
七	我孫子市健康福祉総合計画推進協議会委員の選任	10
八	議 事	
1.	令和6年度国民健康保険事業特別会計決算について	12
2.	我孫子市国民健康保険はり、きゅう、あん摩等施設利用券の廃止 について	15
3.	子ども・子育て支援金制度の創設について	17
4.	その他	21
九	閉 会	24

午後 1 時 5 9 分開会

一 開 会

○事務局 定刻となりましたので、始めさせていただきます。

本日は大変お忙しい中、御出席いただきましてありがとうございます。

また、皆様方には、日頃から国民健康保険事業の運営につきまして御理解と御協力を頂き、心より感謝申し上げます。

本日、司会を務めさせていただきます成嶋です。どうぞよろしくお願いいたします。着座にて失礼いたします。

これより、「令和 7 年度 第 1 回我孫子市国民健康保険運営協議会」を開催させていただきます。

1. 資料確認

○事務局 それでは、会議を始めるにあたり、本日の資料を確認させていただきます。

先日、委員の皆様にお送りした資料といたしまして、資料No.1「令和 6 年度国民健康保険事業特別会計決算について」、資料No.2「我孫子市国民健康保険はり、きゅう、あん摩等施設利用券の廃止について」、資料No.3「子ども・子育て支援金制度の創設について」。

次に、本日机の上に配布させていただいた資料として、「会議次第」、「委員名簿」、「席次表」、「我孫子市国民健康保険運営協議会関係条文等」、「我孫子市健康福祉総合計画推進協議会規則」、「我孫子市国民健康保険はり、きゅう、あんま等施設利用事業の廃止について（諮問）」、「我孫子市国民健康保険事業概要」こちらは、令和 6 年度（令和 5 年度実績）となっておりますので、令和 7 年度（令和 6 年度実績）は、後日お渡しいたします。

また、資料No.1「令和 6 年度国民健康保険事業特別会計決算について」の 3 ページにつきまして、訂正がありましたので、差し替え分といたしまして、左上に【参考 1】と書かれた A 4 紙を 1 枚配布させていただきました。

さらに、被保険者の皆様にお配りしているパンフレットとして、「くらしのみかた国保ガイドブック」、新たに委員になられた方へ、「第 3 期 我孫子市国民健康保険データヘル

ス計画 第4期 我孫子市特定健康診査等実施計画」を配布させていただきましたので、ご確認をお願いいたします。

資料のない方がいらっしゃいましたら、事務局で用意しておりますので、お申し出ください。―――

よろしいでしょうか。

次に、本会議は「我孫子市国民健康保険条例施行規則」第8条の規定で、委員の半数以上の出席をもって成立となります。本日は10名の委員のうち9名の出席がございますので、会議は成立しておりますことをご報告させていただきます。なお、本日は「我孫子市歯科医師会の石川様」が欠席との連絡がございました。ご報告させていただきます。

次に、会議の公開についてご報告いたします。本協議会は、「我孫子市情報公開条例」第22条の規定により、会議は公開となります。本日は1名の方が傍聴を希望しています。

また、「我孫子市審議会等の会議の公開に関する規則」第8条の規定によりまして、傍聴人の方には会議の議題について発言をいただく機会を設けております。発言者は5人以内とし、お1人につき1回となります。

また、発言の時間は3分です。質問形式の発言があっても、大変申し訳ありませんが、お答えすることはできませんので、予めご了承くださいと思います。発言の機会につきましては、議事終了後の議長の許可により発言をお願いいたします。

また、会議の公開につきましては、「我孫子市審議会等の会議の公開に関する規則」第9条に基づき、会議は公開となっております。会議開催後の会議録も公開することになっておりますので、発言者を付記して市のホームページに公表いたしますので、ご承知おき下さい。

二 運営協議会委員の委嘱

○事務局 次に、運営協議会委員の委嘱についてです。本運営委員会は、「我孫子市国民健康保険条例」第2条に基づき設置され、市長が任命する委員10人で組織されています。委嘱状については、市長から委員の皆様へ直接お渡しすべきところではありますが、時間の関係上、机上に配布させていただきましたので、ご了承くださいと思います。

委員の皆様、これからの3年間どうぞよろしくお願いいたします。

三 市長挨拶

○事務局 続きまして、星野市長から挨拶をお願いいたします。

<市長挨拶>

○市長 皆様こんにちは、市長の星野でございます。本日は皆様方も大変お忙しい中、国民健康保険運営協議会の委員をお引き受けいただき、誠にありがとうございます。

皆様もご存知のように、国民健康保険制度は平成30年に法改正があり、市町村国保や組回国保といった様々な分野の健康保険制度がありますが、その中でも市町村国保は、都市部と農村部・漁村部では運営の財政状況が非常に厳しく、全然違うということで、各都道府県で統一した保険料となるように、財源の確保や運営体制の強化といった制度の見直しが行われたところでございます。その後に、社会保険でも制度改正があり、適用拡大等があったことによって、特に都市部では国民健康保険加入者の減少が著しく進んでいるという状況です。我孫子市でも社会保険加入者が圧倒的に多く、国民健康保険加入者が2割を切っている状況の中で、医療の高度化や高齢化が進むことによって医療費が増大し、国民健康保険の運営は非常に厳しい現状があると認識しております。

ご存知のように、75歳になると国民健康保険から後期高齢者医療制度に保険が変わりますが、74歳までの国民健康保険加入者が病院にかかればかかるほど、保険税を上げなくてはならない状況の中で、千葉県内の保険料を統一しようとしておりますが、農村部・漁村部では保険料を引き下げ、都市部では保険料を上げざるを得ないという現状がここ数年間続いております。先ほど申し上げたとおり、8割以上の市民が加入している社会保険では自動的に保険料が上がっていくのに対し、国民健康保険加入者にだけ税を投入し続けるのはいかなものなのか、ということが議論の中心になっているところでございます。国民健康保険の維持は、国民皆保険制度を維持するかどうかという大きな課題になってきますので、ぜひ、皆様方に忌憚のないご意見を頂戴できればと考えております。

また、市としても、国民健康保険加入者の方に対し、データヘルス計画や特定健診実施計画等を策定しながら、健康寿命を延ばす政策を展開しているところでありますが、いわゆる横出し上乗せをすればするほど、保険税を上げなくてはならないという事例もある状況でございます。今後、医療費の増大にあわせて、様々な保険税の改定を皆様方にご提示

させていただくことになるかと思いますが、先ほどご説明させていただいたとおり、千葉県内で統一されることとなりますので、我孫子市の国民健康保険加入者だけが使うかどうかではなく、千葉県内の各市町村の国民健康保険加入者がどれだけ病院にかかったのかが反映され、そこから各市町村に割り振ることとなります。我孫子市の国民健康保険加入者だけでなく、他の千葉県内の各市町村の国民健康保険加入者が病院にかかればかかるほど、その金額が反映されて各市町村の保険料に跳ね返ってくるという現状だということを、ご承知おきいただければと思っております。

また、来年度からは、子ども・子育て支援納付金の創設に伴って、各市町村国保に負担割合が示されているところであります。子ども・子育て支援納付金分につきましては、国民健康保険加入者にも負担をいただくのと、社会保険加入者にも同様に負担していただくこととなりますが、国の法改正や県の保険料率に則って我孫子市も行動せざるを得ないという現状を十二分にご承知おきいただきながら、保険税の見直しや国民健康保険加入者への医療サービス、データヘルス計画の進行管理等について、ご意見を頂戴する場となりますので、3年間、引き続き皆様方にはよろしくお願いを申し上げる次第でございます。

以上で挨拶とさせていただきます。よろしくお願いいたします。

○事務局 ありがとうございます。

四 自己紹介

○事務局 次に、委員の紹介に移らせていただきます。

当運営協議会の委員構成は、お手元の委員名簿のとおりでございます。

それでは、本日ご出席の委員の皆様には、自己紹介をお願いいたします。恐縮ですが、お座りになっている順に玉村委員より一言お願いいたします。

○玉村委員 我孫子市商工会の玉村と申します。3年間よろしくお願いいたします。

○事務局 お願いいたします。

○勝柴委員 ちば東葛農協東部支店支店長を務めております、勝柴と申します。3年間よろしくお願いいたします。

○事務局 お願いいたします。

○牧委員 我孫子市社会福祉協議会の牧と申します。再任という形で、引き続き3年間よろしくお願いいたします。

○事務局 お願いいたします。

○石塚委員 公募委員で参りました、石塚昌世と申します。我孫子市は高齢者の方が大変多いと見受けられました。これからの3年間で、どのように医療体制や加入者の保険料などが推移していくのかを皆さんと一緒に考えてみたいと思います。よろしくお願いいたします。

○事務局 お願いいたします。

○高畑委員 公募委員という形で、高畑邦則と申します。私は、社保から国保に入ってきましたので、正直、第一印象は保険料が高いなと感じました。おそらくこれは加入者の皆さんも感じていると思います。市長のお話を聞いて、県全体で統一化されていくとのことですが、どういった形になっていくのか、市の担当者はどのような努力をされていたのかなどは知りたいところなので、そういったことを聞いてみたいと思います。3年間よろしくをお願いします。

○事務局 お願いいたします。

○安本委員 被保険者代表ということですが、数年前はそちら（事務局）側に座っておりました。現在は、日秀の方で住職をしております。どうぞよろしくお願いいたします。

○事務局 お願いいたします。

○佐藤委員 我孫子医師会、佐藤です。引き続き3年間よろしくお願いします。

私は、医療を提供するという立場でもあります。先ほど高畑委員からもあったように、保険料が高いということは確かに感じております。その中で、いかに質を落とさず、なるべく安価に医療を提供していくか考えなきゃいけないことなのかなと思っています。皆さんと3年間一緒にいろいろ勉強させていただければと思います。よろしくお願いします。

○事務局 お願いいたします。

○吉野委員 我孫子市薬剤師会から参りました、吉野と申します。施設の薬剤師さんや薬局はよく保険を使っています。いろいろな問題がありますが、医師、看護師さん、介護士さんと保険のことについて連携していければと思います。よろしくお願いします。

○事務局 お願いいたします。

○青柳委員 こんにちは。公立学校共済組合の青柳と申します。どうぞよろしくお願いします。私は、4月に着任してきまして、保険業務の知識はまだまだでございしますが、精一杯務めさせていただきたいと思います。皆さんよろしくお願いいたします。

○事務局 ありがとうございます。

続きまして、当課所管部長および事務局職員より自己紹介させていただきます。

○部長 改めまして、皆様こんにちは。健康福祉部長の飯田と申します。どうぞよろしくお願いいたします。

○事務局 国保年金課長の野口と申します。これからよろしくお願いいたします。

○事務局 国保年金課長補佐の成嶋と申します。よろしくお願いいたします。

○事務局 国保年金課長補佐の廣瀬と申します。よろしくお願いいたします。

○事務局 国保年金課給付係の山本と申します。よろしくお願いいたします。

○事務局 国保年金課給付係の山梨と申します。よろしくお願いいたします。

○事務局 国保年金課保険税係の楠瀬と申します。よろしくお願いいたします。

○事務局 国保年金課給付係の澤井と申します。よろしくお願いいたします。

○事務局 以上で自己紹介を終わります。ありがとうございます。

五 運営協議会の役割等の説明

○事務局 次に、今回は委員改選に当たるため、我孫子市国民健康保険運営協議会の役割等について簡単にご説明いたします。

お手元の資料、「我孫子市国民健康保険運営協議会関係条文等」をご覧ください。こちらに、運営協議会に関する法令等の抜粋を記載しております。

我孫子市国民健康保険運営協議会の設置につきましては、「国民健康保険法」第11条第2項の規定で、「国民健康保険事業の運営に関する事項を審議させるため、市町村に市町村の国民健康保険事業の運営に関する協議会を置く。」となっていることから、この会議が、設置・開催されています。

また、運営協議会でどのようなことを審議するのかといいますと、同項の括弧内に書かれている内容で、「この法律に定めるところにより、市町村が処理することとされている事務に係るものであって、第4章の規定による保険給付、第76条第1項の規定による保険料の徴収その他の重要事項に限る。」と規定されています。

運営協議会の構成は、「国民健康保険法施行令」第2条第3項の規定により、被保険者を代表する委員、保険医又は保険薬剤師を代表する委員および公益を代表する委員、各同数をもって組織することになります。

また、第4項の規定により、被保険者の代表する委員の数以内の数の被用者保険等保険

者を代表する委員を加えて組織することができるとされています。なお、委員の任期は、第3条の規定により3年間となり、本日交付させていただきました委嘱状は、令和7年10月1日から令和10年9月30日が任期となっておりますので、ご確認をお願いします。

また、第4条の規定により会長は公益を代表する委員から選出することになっております。委員の定数は、「我孫子市国民健康保険条例」第2条第2項の規定のとおり、第1号の被保険者を代表する委員は3人、第2号の保険医又は保険薬剤師を代表する委員は3人、第3号の公益を代表する委員は3人、第4号の被用者保険等保険者を代表する委員1人の10人となっております。

委員の報酬は、「我孫子市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例」第2条の規定により、勤務時間が4時間に満たない場合の4,500円が市から支払われます。なお、その金額から所得税を差し引いた額で振り込みをさせていただきます。

六 会長・副会長の選任

○事務局 続きまして、会長、副会長の選任です。

会長が選任されるまでは、成嶋が進行役を継続させていただきますので、引き続きよろしくお願いします。

会長、副会長の選任は、「国民健康保険法施行令」第4条の規定により、公益を代表する委員の中から選挙で選任することとなっております。

最初に会長ですが、公益代表の方で立候補される方がおりましたら、挙手をお願いいたします。 —————

(挙手なし)

○事務局 立候補される方がいらっしゃらないようですので、申し訳ございませんが、事務局に一任いただけますでしょうか。

(委員から「異議なし」との声あり)

○事務局 では、事務局に一任いただいたということで、早速ですが、玉村委員に会長をお願いしたいと存じます。委員の皆様よろしいでしょうか。

(委員から「異議なし」との声あり)

○事務局 ありがとうございます。それでは、玉村委員、どうぞよろしくお願いいたします。

続きまして、副会長の選任です。やはり副会長も会長同様に、公益代表の中で選任することとなっております。

立候補される方がおりましたら、挙手をお願いいたします。 ———

(挙手なし)

○事務局 立候補される方がいらっしゃらないようですので、事務局に一任いただけますでしょうか。

(委員から「異議なし」との声あり)

○事務局 では、事務局に一任していただいたということで、牧委員にお願いしたいと存じます。委員の皆様よろしいでしょうか。

(委員から「異議なし」との声あり)

○事務局 ありがとうございます。それでは牧委員、よろしくお願いいたします。

ここで、新しく会長に選任されました玉村委員から一言ご挨拶いただきます。よろしくお願いいたします。

○玉村委員 今期も引き続き務めさせていただきます。頼りないところも多々ありますが、よろしくお願いいたします。

○事務局 ありがとうございます。

同じく、副会長に選任されました牧委員から一言ご挨拶をお願いします。よろしくお願いいたします。

○牧委員 引き続き、よろしくお願いいたします。

○事務局 それでは、玉村会長は議長の席へ移動をお願いいたします。なお、星野市長は、この後公務がございますので、大変申し訳ございませんが、ここで退席させていただきます。

○市長 引き続き、よろしくお願いいたします。

(市長退室)

七 我孫子市健康福祉総合計画推進協議会委員の選任

○事務局 議題に入る前に、「我孫子市福祉総合計画推進協議会委員の選任」について事務局より説明いたします。

○事務局 はい。国保年金課長の野口です。よろしくお願いいたします。すみませんが、

着座にて説明させていただきます。

資料「我孫子市健康福祉総合計画推進協議会規則」をご覧ください。

健康福祉総合計画推進協議会は、我孫子市の福祉施策を推進する総括的な役割を担い、健康福祉総合計画の策定・進行管理及び特に重要な案件等を協議しております。委員は、第2条第1項各号に記載の団体から推薦をし、市長が委嘱することになります。国民健康保険運営協議会は、第7号で記載されていることから1名を推薦し、委嘱されていましたが、国民健康保険運営協議会委員の任期満了に伴い、本年9月30日をもって、解嘱となりましたので、後任者を1名推薦するものです。今回推薦させていただきます委員におかれましては、委嘱期間は令和9年9月30日までとなります。なお、この協議会の開催は年2回程度を予定しているとのことです。

事務局では、選任にあたり、まず立候補していただいた方を推薦させていただきたいと考えております。なお、立候補される方がいらっしゃらない場合は、事務局に一任することで御了承いただきたいと思いますと考えております。

以上で、我孫子市福祉総合計画推進協議会委員の選任について説明を終わります。よろしくお願いいたします。

○事務局 以上で、「我孫子市健康福祉総合計画推進協議会委員の選任」について説明が終わりました。ただいまの説明を聞いた上で、立候補される方はいらっしゃいますでしょうか。———

(挙手なし)

○事務局 それでは、立候補される方がいらっしゃらないようであれば、事務局に一任することでご了承いただけますでしょうか。

(委員から「異議なし」との声あり)

○事務局 ありがとうございます。事務局としまして、被保険者代表から安本正道委員を推薦させていただきたいと思います。安本様よろしいでしょうか。

(安本委員から「はい」との声あり)

○事務局 ありがとうございます。それでは、よろしくお願いいたします。

それでは会長、議事の方をお願いいたします。

○会長 先程、事務局より、本日の会議は定足数を満たしており、会議は成立しているとの報告がありましたので、これより次第に沿って本日の議事に入ります。

是非、会議が円滑に行えますよう皆様のご協力をお願いいたします。

八 議 事

1. 令和6年度国民健康保険事業特別会計決算について

○会長 それでは、議題1「令和6年度国民健康保険事業特別会計決算について」事務局より説明をお願いいたします。

○事務局 はい。国保年金課の廣瀬です。よろしくお願いいたします。すみませんが、着座にて説明させていただきます。

まず、事前に配布させていただきました資料に誤りがあったことをお詫びいたします。今回お送りした資料3ページ目の左上に関しまして、「令和5年度 事業の状況」とありますが、正しくは、「令和6年度 事業の状況」となりますので、申し訳ございませんが、訂正した資料に差し替えをお願いいたします。

それでは、令和6年度国民健康保険事業特別会計決算について説明いたします。なお、令和6年度国民健康保険事業特別会計の決算については、監査委員および市議会の承認を得ていることをご報告いたします。

初めに、決算総額です。1ページをお開きください。

まず、歳入の決算額は、表の一番下の行の左から5列目に記載のとおり110億9,783万5,782円、対前年度比は、同じ行の一番右の列に記載のとおり3.4%の減となりました。

続きまして、2ページをお開きください。

歳出の決算額は、1つ目の表、一番下の行の左から4列目に記載のとおり110億2,276万2,652円、対前年度比は、同じ行の一番右の列に記載のとおり、4.5%の減となりました。

歳入歳出差引額は、2つ目の表、一番下の行の左から4列目のとおり、7,507万3,130円となりました。これが令和6年度の国民健康保険事業の決算総額です。

続きまして、歳入の説明です。1ページにお戻りください。

歳入を構成する各科目の状況について主なものを説明いたします。なお、表の左から5列目にあります決算額の欄を中心に説明します。

最初に、保険税です。上から3行目の保険税（計）のとおり、決算額は前年度に比べ、4,717万7,825円増加し、25億8,703万563円となりました。決算額の右

隣の列、不納欠損額は、「地方税法」第18条の規定に基づく事項等の事由により、欠損処分をしたものになります。保険税（計）の不納欠損額は4,935万6,085円で、前年度に比べ、545万5,897円減少となりました。これは、財産調査等に基づき、滞納整理および滞納処分を積極的に行ったことが要因です。

次は、県支出金です。保険給付費等交付金（普通交付金）の決算額は、前年度に比べ、5億5,779万6,466円減少し、71億7,660万3,099円となりました。保険給付費等交付金（特別交付金）の決算額は、前年度に比べ、1,741万4,000円減少し、1億3,835万3,000円となりました。

次は、繰入金です。こちらは、市の一般会計から国民健康保険特別会計への繰入金です。決算額は、前年度に比べ、1億4,069万4,592円増加し、11億4,852万9,592円となりました。

次は、繰越金です。繰越金につきましては、令和5年度が歳入不足となったことから、発生せず、前年度に比べ、1,800万3,689円減少しました。

最後に、諸収入です。決算額は、前年度に比べ、176万5,846円増加し、3,922万228円となりました。なお、不納欠損は61万1,513円となりました。これは被保険者であった人が、我孫子市の国民健康保険の資格がない期間に医療機関にかかったときの医療費の保険者負担分に係るもので、発生から5年を経過した債権を時効により、不納欠損としたものなどになります。以上で歳入の説明を終わります。

続きまして、歳出の説明です。2ページをお開きください。歳出を構成する各科目の状況について主な説明をいたします。

最初に、総務費です。決算額は、総務費（計）のとおり、前年度に比べ、1,556万8,463円増加し、2億3,092万854円となりました。

次は、保険給付費です。療養諸費の決算額は、前年度に比べ、4億8,506万9,967円減少し、62億9,682万8,771円となりました。高額療養費の決算額は、前年度に比べ、6,154万8,614円減少し、9億475万5,051円となりました。

次は、事業費納付金です。医療給付費分の決算額は、前年度に比べ、6,139万8,433円減少し、21億5,383万6,651円となりました。後期高齢者支援金等分の決算額は、前年度に比べ、3,776万4,118円減少し、8億5,726万1,916円となりました。介護納付金分の決算額は、前年度に比べ、1,179万46円減少し、2億7,763万1,510円となりました。

次は、保健事業費です。保健事業費の決算額は、前年度に比べ、142万9,941円減少し、4,762万8,556円となりました。特定健康診査等事業費の決算額は、前年度に比べ、1,180万779円減少し、6,157万7,299円となりました。

次は、諸支出金です。決算額は、前年度に比べ、338万2,057円減少し、1,630万6,443円となりました。

次は、前年度繰上充用金です。こちらは令和5度の歳入が歳出に不足することから、「地方自治法施行令」166条の2の規定により、令和6年度の前年度繰上充用金で歳入不足を補填したものです。決算額は、4,704万5,601円になります。

最後に、基金積立金です。こちらは国保財政の健全化を図るための積み立てや、「高額療養費貸付資金および出産費資金貸付条例」の廃止に伴い、繰入したものを積み立てたものです。決算額は1億269万4,000円になります。なお、3ページ以降には、我孫子市国民健康保険事業の状況や、直近5年の推移を載せていますので参考にご覧ください。

以上で、令和6年度国民健康保険事業特別会計決算について説明を終わります。

○会長 以上で、「令和6年度国民健康保険事業特別会計決算について」の説明が終わりました。

これより、質疑応答に移らせていただきます。なお、一問一答の形式をとらせていただきますので、ご協力をお願いいたします。

それでは、ご質問等のある方は挙手をお願いします。

(挙手あり)

○会長 石塚委員をお願いします。

○石塚委員 初めてなのでよくわからなかった点が1点ございまして、2ページの償還金および還付加算金というのは、どこに償還されるものなのでしょうか。

○会長 ただいまの件につきまして、事務局いかがですか。

○事務局 はい。こちらの償還金および還付加算金につきましては、誤って国民健康保険に加入されていた方について、保険税を納めていただいていた分がありましたら、後ほどお戻しさせていただきますので、そちらが償還金という形となっております。

以上です。

○石塚委員 ありがとうございます。

○会長 他に質問等ありませんか。————

(挙手なし)

○会長 ないようであれば、これで質疑打ち切りということによろしいでしょうか。

2. 我孫子市国民健康保険はり、きゅう、あん摩等施設利用券の廃止について

○会長 それでは、次に議題2「我孫子市国民健康保険はり、きゅう、あん摩等施設利用券の廃止について」につきまして事務局より説明をお願いします。

○事務局 はい。国保年金課の山梨です。よろしくお願いいたします。すみませんが、着座にて説明させていただきます。

資料№2「我孫子市国民健康保険はり、きゅう、あん摩等施設利用券の廃止について」をご覧ください。

まず、制度の概要といたしまして、本制度は45歳以上の我孫子市国民健康保険の被保険者に対し、1枚あたり1,000円分の利用券を8枚、計8,000円分の利用券を発行し、はり・きゅう・あん摩等の施術のうち、保険適用外となる施術を受けた際の費用を助成する制度となります。

廃止につきまして、国民健康保険の財政の健全化を図るため、近年は国民健康保険税の税率改定を毎年実施しております。

また、歳出面でも医療費の適正化や保健事業の実施内容の見直しを推進しております。そこで、歳出を抑制するために本制度の廃止を検討することといたしました。

過去3年間の利用状況について、表1をご覧ください。こちらは過去3年間の本制度の実績となります。令和6年度は611人に対し、7,332枚の利用券を発行し、その内3,879枚が実際に利用され、387万9,000円を支出いたしました。ただし、611人が全員利用したわけではなく、611人の中には利用券を発行はしたが、1枚も利用しなかったという方もいらっしゃいます。表2をご覧ください。表2は被保険者のうち、1枚以上利用した人の占める割合になります。過去3年間、被保険者の約2%前後で推移しており、約98%の被保険者が本制度を利用していないということとなっております。

以上のことから、本制度の廃止を検討しております。今後の予定につきましては、裏面のとおりでとなっております。

以上で、我孫子市国民健康保険はり、きゅう、あん摩等施設利用券の廃止について説明を終わります。

○会長 以上で、「我孫子市国民健康保険はり、きゅう、あん摩等施設利用券の廃止につ

いて」の説明が終わりました。これより、質疑応答に移らせていただきます。なお、一問一答の形式をとらせていただきますので、ご協力をお願いいたします。

それでは、ご質問等のある方は挙手をお願いします。———

(挙手なし)

○会長 ないようであれば、これで質疑打ち切りということによろしいでしょうか。

議題2に関しましては、諮問案件ですので、皆さんの意見を取りまとめたいと思いますが、その前に本日欠席されている委員の御意見を報告します。事務局お願いします。

○事務局 はい。本日欠席されております、石川委員のご意見につきましては、意見なしといただいております。

以上です。

○会長 ここで事務局が皆さんの意見を取りまとめますので、少しお時間をいただきたいと思います。

○事務局 今回の「我孫子市国民健康保険はり、きゅう、あん摩等施設利用券の廃止について」皆様からご意見をいただければと思いますが、いかがでしょうか。———

(挙手なし)

○事務局 ご意見なしということによろしいでしょうか。

(委員から「意見なし」との声あり)

○会長 それでは、今回示されている「我孫子市国民健康保険はり、きゅう、あん摩等施設利用券の廃止について」、承認いただけるかどうかを皆さんにお諮りしたいと思います。

ただ今の事務局の説明のとおり、我孫子市国民健康保険はり、きゅう、あん摩等施設利用券を廃止することに対し、承認いただける方は挙手をお願いいたします。

(全委員挙手あり)

○会長 ありがとうございます。本日欠席されている委員の表決内容を事務局から報告願います。

○事務局 はい。石川委員の評決は、承認となっております。

以上です。

○会長 答申書の内容につきましては、事務局から報告願います。

○事務局 はい。それでは、全委員の方が賛成いただいたということで、答申したいと思います。ありがとうございました。

○会長 ただいまの内容のとおり答申をさせていただきます。よろしいでしょうか。

(委員から「異議なし」との声あり)

○会長 答申書の内容に関しましては、事務局を通じて市長に報告することとなりますのでご了承ください。

3. 子ども・子育て支援金制度の創設について

○会長 それでは、次に議題3「子ども・子育て支援金制度の創設について」につきまして、事務局より説明をお願いします。

○事務局 はい。国保年金課の楠瀬です。よろしくお願いいたします。すみませんが、着座にて説明させていただきます。

資料№3「子ども・子育て支援金制度の創設について」説明させていただきます。

こちらにつきましては、国の方で、令和5年12月22日に閣議決定された「こども未来戦略の加速化プラン」に盛り込まれた施策を着実に実行するため、ライフステージを通じた子育てに係る経済的支援の強化、全てのこども・子育て世帯を対象とする支援の拡充、共働き・共育での推進に資する施策の実施に必要な措置を講じるとともに、こども・子育て政策の全体像と費用負担の見える化を進めるため、「子ども・子育て支援特別会計」を創設し、児童手当等に充てるための「子ども・子育て支援金制度」を創設するものとなっております。その中で、同制度に基づいて支援を行っていくために、新たに「子ども・子育て支援金」と呼ばれるものを医療保険者から徴収する、といった概要となっております。

簡単にご説明させていただきますと、「子ども・子育て支援金」を納付するため、医療保険者である国民健康保険や社会保険を含めた全医療保険者は、加入されている被保険者から徴収させていただきます。納めた「子ども・子育て支援金」は支援納付金対象という形で、それぞれ「児童手当」、「妊婦支援給付金」、「出生後休業支援給付金」、「育児時短就業給付金」、「子ども誰でも通園制度」、「国民年金第1号被保険者の育児期間中保険料免除」等に充てられます。なお、対象事業につきましては、開始年度がそれぞれ違っておりまして、例えば、児童手当は既に開始されているものですが、国民年金の保険料免除につきましては、まだ施行されていないという状況となっております。

納付金の徴収につきましては、令和6年の6月12日に国の方から公布された通知の中で、令和8年4月1日から「子ども・子育て支援金」を納付金徴収後、施行すると記載がありました。

続きまして、裏面をご参照ください。

こちらは、国民健康保険税の賦課徴収についてです。医療保険者である国民健康保険の賦課になりますが、現在、国民健康保険として、国民健康保険料または国民健康保険税と決まっております。それぞれ国民健康保険料については国民健康保険法、国民健康保険税は地方税法に基づき、どちらも基本的には保険者が世帯主に対して賦課徴収することになっておりまして、納税義務ということで世帯主にお支払いいただく内容になっております。どちらを採用するかについては、各市町村で決定してよろしいということになっておりまして、我孫子市では国民健康保険税を採用しております。料と税の被保険者様に納めていただくための金額の計算方法ですが、現在、「医療保険分」、「後期高齢者支援金分」、「介護保険分」の3区分で構成されている状況になっています。なお、「介護保険分」につきましては、40歳から65歳未満の被保険者のみが賦課されております。令和8年度からこの区分に、「子ども・子育て支援金分」が追加される形になります。

また、「医療保険分」、「後期高齢者支援金分」、「介護保険分」の下に、それぞれ「所得割」、「均等割」および「平等割」とありますが、3区分の中にさらに賦課方式というものがございます。「所得割」は、前年の収入を申告していただいた額に税率をかけさせていただいた金額、「均等割」は被保険者1人当たりにかかる金額、「平等割」は1世帯当たりにかかる金額となっております。「所得割」は各被保険者の所得に応じて金額が変わりまして、「均等割」および「平等割」はいわゆる固定費のようなものでして、それぞれの金額を合算した額を徴収させていただいております。継続して加入されている方につきましては、毎年、当初納税通知という形で、6月に通知させていただいております。なお、通知後に加入された方や社会保険へ加入された方、転出されて資格を喪失された方につきましては、算出を改めた金額を変更通知という形で、後日通知させていただいております。

現在、3方式または2方式で定められているところに、「子ども・子育て支援金」分が追加されます。現時点で確定はしておりませんが、千葉県では「所得割」と「均等割」の2方式とする見込みで情報が来ております。なお、賦課に関しまして、それぞれ軽減がかかりますが、その中で「子ども・子育て支援金」については、18歳に達する日から最初の3月31日以前までの子どもにかかる均等割額が10割軽減されると記載がありました。ですので、0歳から18歳に達する日から最初の3月31日を迎えるまでのお子様に関しては固定費と言われる「均等割」が全て軽減されるということになります。

続きまして、「子ども・子育て支援金」の追加に伴う被保険者への影響についてです。

国の方での試算では、社会保険および国民健康保険加入者全て含んだ1人当たりの平均月額の見込みは、令和8年度が250円、令和9年度が350円、令和10年度が450円といった形で、段階的に引き上げるとされています。なお、各被保険者の加入する医療保険および世帯所得の状況等によって金額が異なりますので、あくまで平均の月額となりますので、ご承知おきいただければと思います。

最後に、今後のスケジュールについてです。令和8年4月1日の施行に合わせて、現在、「子ども・子育て支援金」の標準保険税率を求めるための基礎資料を作成中となっております。おそらく、11月頃に基礎資料を基に仮係数という形で、国の方から県、市の方に納付金・令和8年度の標準保険税率の提示がされる見込みとなっております。こちらの仮係数とは、各市町村が現在の被保険者数や医療費、収納率等を基礎資料として作成し、県の方に報告、県の方から国の方に報告し、それに基づいた金額が一旦示されます。納付金を払うために示された標準保険税率を参考に、今後、我孫子市ではどのような税率とすれば運営していけるかを考える大事な内容となっております。なお、米印で書かせていただいている確定係数とは、一旦出された仮係数を、国の方でさらに精査し、確定した後に改めて示されるもので、例年、12月末もしくは1月上旬に示されるのではないかといたスケジュールです。

今回の「子ども・子育て支援金制度」の創設に伴いまして、保険税の賦課が法律で定められていますが、各市町村でも条例で定めるということになっております。条例の改正（案）は国の方から示されている内容に基づき策定作業および令和8年度の当初予算に反映させる必要が生じています。その後、議会に提出させていただくこととなりますが、提出前に国民健康保険運営協議会において、諮問答申をさせていただいた上で議会への上程となりまして、例年ですと、12月または1月頃になってくると考えております。その後、3月の「令和8年 第1回定例会議」に、条例改正（案）および令和8年度当初予算（案）として上程させていただく予定になっております。

また、「子ども・子育て支援金」の追加に伴いまして、現在、システムが追加されていない状況なので、システム改修が3月頃から始まる見込みとなっており、そこから4月の施行日のとおり、「子ども・子育て支援金制度」が開始される見込みとなっております。

以上で、子ども・子育て支援金制度の創設について説明を終わります。

○会長 以上で、「子ども・子育て支援金制度の創設について」の説明が終わりました。

これより、質疑応答に移らせていただきます。なお、一問一答の形式をとらせていただ

きますので、ご協力をお願いいたします。

それでは、ご質問等のある方は挙手をお願いします。

(挙手あり)

○会長 石塚委員をお願いします。

○石塚委員 ご説明ありがとうございました。資料2ページ目の国民健康保険税からの賦課・徴収についてですが、先ほど高畑委員から国民健康保険税が高いというお声があったように、我孫子市はとても高齢者が多いので、国民健康保険税が高いという声をよく聞きますし、私もすごく高いなと思いました。

国の方でこども家庭庁を創設されたのに、子ども関係の予算を全額そこから持ってくるということはできないのでしょうか。

○会長 ただいまの件につきまして事務局いかがでしょうか。

○事務局 はい。今のご質問の趣旨ですが、国民健康保険税で徴収させていただいたお金を、子ども・子育て支援金として充てられないのかというご質問でよろしかったでしょうか。

○石塚委員 国民健康保険税から、子ども・子育て支援金をわざわざ持っていくより、財源が潤沢にある国のこども家庭庁などから支援金を持ってくることはできないのでしょうか。

なぜかという、千葉県は地域格差がすごくて、我孫子市はすごく裕福というか、とても良い自治体だなと思いますが、過疎地も多くありますので、その中で国民健康保険税から徴収ということが、厳しい自治体もあるんじゃないかなと私は思いました。

○事務局 ご説明ありがとうございます。

子ども・子育て支援金につきましては、資料1ページにあるとおり、子ども・子育てに関する様々な事業を展開するための費用・原資として必要なお金を集めるというものになっております。こちらにつきまして、国の方でも税金として徴収するといった案もありましたが、最終的に、医療保険者が被保険者から徴収し、それを国へ納めるという形になりましたので、国民健康保険税の中の一つとして徴収せざるを得ない形となっております。

○石塚委員 ありがとうございます。これはもう決まっているということですね。

○会長 他に質問等ありませんか。――

(挙手なし)

○会長 ないようであれば、これで質疑打ち切りということでよろしいでしょうか。

4. その他

○会長 それでは、最後に「その他」ということで、何か議題として取り上げたいものがございますか。

(挙手あり)

○会長 安本委員お願いします。

○安本委員 議題に対してではなく、確認させていただきたいことがございます。

先ほど、私の紹介で申し上げたとおりお寺で住職をしておりますので、関連する問題として、葬祭費についてです。現状5万円の補助がありますが、増額の予定があるのかどうかと給付の出産育児一時金の現状と増額の予定があるのかどうかについてお伺いしたい。

葬祭費に関しては、私も葬儀に関わっている立場で、ここ数年、葬儀費用の高騰が目に見えてきて、葬儀を受ける側で費用がなかなか捻出できないで、昨日あたりのNHKのニュースでも見積は20万だったのが数百万の請求がされたといったことが現状であります。葬儀にかかる費用が負担増になってきているということがあり、厳しいところもあると思いますが、5万円の葬祭費に増額の予定が見込まれるかどうかということを時期も含めてお聞きできたらと思います。

○会長 ただいまの件につきまして事務局いかがですか。

○事務局 はい。葬祭費の増額につきましては、現状、予定はございません。

先ほど、出産にも触れられたと思いますが、出産育児一時金につきましては、国の方で出産費用を捻出できるだけの金額にするということで、保険診療にするといった議論も進められているところです。今後、国の方針が決まり、例えば60万でないと出産の分娩費用が払えないということになりますと、国の方で金額が60万となれば、それを倣って市町村の方も60万となる可能性はあると思います。

葬祭費につきましては、大変申し訳ございませんが、葬祭費用を補填させていただくためではなく、お悔やみ代としてお支払いさせていただいているものになっておりますので、費用の高騰に合わせての金額の改定は考えておりません。

○安本委員 ありがとうございます。

(挙手あり)

○会長 佐藤委員お願いします。

○佐藤委員 本日は丁寧な説明をありがとうございました。よくわかりました。

先ほどの、議事１の特別会計決算の参考１の部分で興味があるの教えていただきたいと
思います。参考１－２にある被保険者数増減内訳ですが、２つありまして、まず、１つ目
ですが、本年度中増の部分ですが、後期高齢者医療制度からの離脱２名と書いてありますが、
７５歳を超えると後期高齢者医療制度になると思っていましたが、そこから２名減る
というパターンがあるんだと思ひまして、具体的にどのような方がこうなるのかというこ
とをお聞きしたいと思ひます。

○会長 ただいまの件につきまして事務局お願いします。

○事務局 はい。こちらの後期高齢者医療制度からの離脱につきましては、６５歳以上の
方で、障害者ということで認められますと、ご自身の意思で後期高齢者医療制度に加入す
ることが可能となっております。加入された方が、例えば障害の程度を更新する際に、等
級が落ちてしまい、後期高齢者医療制度の加入要件を満たさなくなった場合に、国民健康
保険への加入となりますので、離脱という扱いになります。

○佐藤委員 ありがとうございます。すっきりしました。そういえば、患者さんにもそう
いう人がいました。

２つ目ですが、同じく内訳の部分になりますが、転入が２,３６０人、転出が１,８５０
人ということで、５００人くらい増えてるということはすごくいいことなんじゃないかと
思ひますが、転入してきた人の内訳の中で、最近、外国の若い方を結構見るようになりま
した。その方たちがどれくらいこの中に含まれてるのかということをお教えいただきたい
と思ひます。ヘイトという意味ではなくて、家の近くにも日本語学校がありますので、若
い子たちが来てくださってすごく町が活性化してる気がします、大体、１年から２年で
出てしまう方が多いように感じますので、国保の安定した運営ということをお考えすると、
外国の方には来ていただいて大変結構だと思ひますが、長く居続けてくれるような方や日
本人の方はこの中にどれくらい含まれてるのか、あるいは外国の方が入ってなくて、日本
人の方ばかりなのかどうかということをお教えいただければと思ひます。

○会長 ただいまの件につきまして事務局お願いします

○事務局 はい。内訳の人数につきまして、外国の方かどうかというところまでは把握し
ておらず、あくまでも健康保険への加入者としての人数把握となっておりますので、申し
訳ございませんが、外国の方の正確な数字は把握していない状況です。

佐藤委員からありましたとおり、コロナ禍が明けてから外国の方の出入りが激しくなっ

ていることは事実でございます。特に、東南アジア系の外国の方が入国されて、転入されるというケースが目立っております。また、日本語学校に所属されている外国の方もいらっしゃるしまして、中には1ヶ月ぐらいで他市町村へ転出されてしまうというケースも多々見受けられるという状況ですので、なかなか外国の方が定着するのは難しいのではないかとといった印象でございます。

○佐藤委員 よくわかりました。ありがとうございます。

○会長 他にございませんか。 —————

無いようですので、議題につきましてはこれで終わりたいと思いますが、よろしいでしょうか。

(委員より「異議なし」との声あり)

○会長 それでは、本日、傍聴人の方が1名お見えです。「我孫子市審議会等の会議の公開に関する規則」第8条の規定によりまして、傍聴人の方は会議の議題について発言をいただきたく機会を設けております。なお、1人につき1回となります。

また、発言の時間は3分ということでございます。質問形式の発言があっても大変申し訳ありませんがお答えすることはできませんので、あらかじめご了承くださいと思います。

それでは傍聴人の方の発言を許可します。発言をされる方は挙手をお願いします

(挙手あり)

○会長 お願いします。

○傍聴人 本日はありがとうございました。今回から新しいメンバーになったということですが、前回、国保税の引き上げがされたとき、パブリックコメントを市民の方に実施しなかったのは、国民健康保険運営協議会の場で十分議論されているからしなかった、と議会で話があったかなと思います。なので、こちらでの意見は、市の方ですごく重要な意見として捉えているはずなので、活発な議論が今後も行われたらいいのかなと思います。

本日、議題内容の資料2で、はり・きゅう・あん摩等の利用券廃止ということで、国保税が上がっているという現状を踏まえると、こういったことも致し方ないのかなとは思いますが、こういった制度で利用率は半分超えていたりするので、廃止したときに利用者に対する説明というところで、代わりにこういった制度もありますよといった説明をしてあげると親切なのかなと思います。これだけしか頼っていない方、自費でやってる方、両方の割合で考えているのであれば問題ないと思いますが、これだけに頼っている方が、いき

なり制度が無くなってしまい、どうすればいいのかわからないとなった際に、別に紹介できる制度があるといいのかなと思いました。

最後に、外国の方の話も出たと思いますが、議会でも外国の方の問題については、いろいろな議員が取り上げているなど感じております。国保でも外国の方に関することはすごく密接した問題になっていると思っておりますが、回答で外国の方の人数は把握していませんといった形でとどまってしまっているのは、国政やそういった場を見ていると、外国の方との共生等といった意味でも数を把握することというのは、他市でもやっているのかなと感じておりますので、外国の方の数を把握していくということを検討していただけたらなと思います。

以上です。よろしくお願いします。

○会長 ご意見をいただきましてありがとうございます。

以上で、傍聴人の方の発言を終わります。

それでは、本日の会議を終わりたいと思いますが、よろしいでしょうか。———

(委員より「異議なし」との声あり)

九 閉 会

○会長 以上をもちまして、「令和7年度 第1回我孫子市国民健康保険運営協議会」を終了いたします。ご協力ありがとうございました。

○事務局 会長ならびに委員の皆様、長時間にわたりご審議いただきありがとうございました。なお、「令和7年度 第2回我孫子市国民健康保険運営協議会」の開催は1月上旬を予定しておりますので、よろしくお願いいたします。

本日は大変お疲れ様でした。

午後3時14分閉会